

# 食の安心・安全性の確保をめぐる新たな取り組み - 食品安全行政の見直し -

— 昨年の牛のBSE、昨年の輸入野菜の残留農薬などの問題を契機に、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まってきました。その信頼を取り戻すための新しいシステムを確立しようと、本年5月に「食品安全基本法」が制定され、「食品衛生法」等の個別法が改正されました。今回は、その概要と京都府での食の安心・安全確保に向けた取り組みを紹介します。

## ● 基本理念

食品安全基本法の基本理念では、国民の健康の保護が最も重要であり、食品が私たちの食卓に上るまでの生産、輸入、加工、小売などの各行程で安全性確保に必要な措置をとること、国際的な動向や国民の意見に配慮した科学的な知見による健康影響の未然防止措置をとることとしています。また、国・地方公共団体・食品関連事業者・消費者の責務や役割を示し、「リスク分析」手法を今回始めて導入して「食品健康影響評価」を実施することとしています。

これを受けて、食品衛生法でも①国民の健康保護のためのより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携、という3つの視点から見直しが行われました。

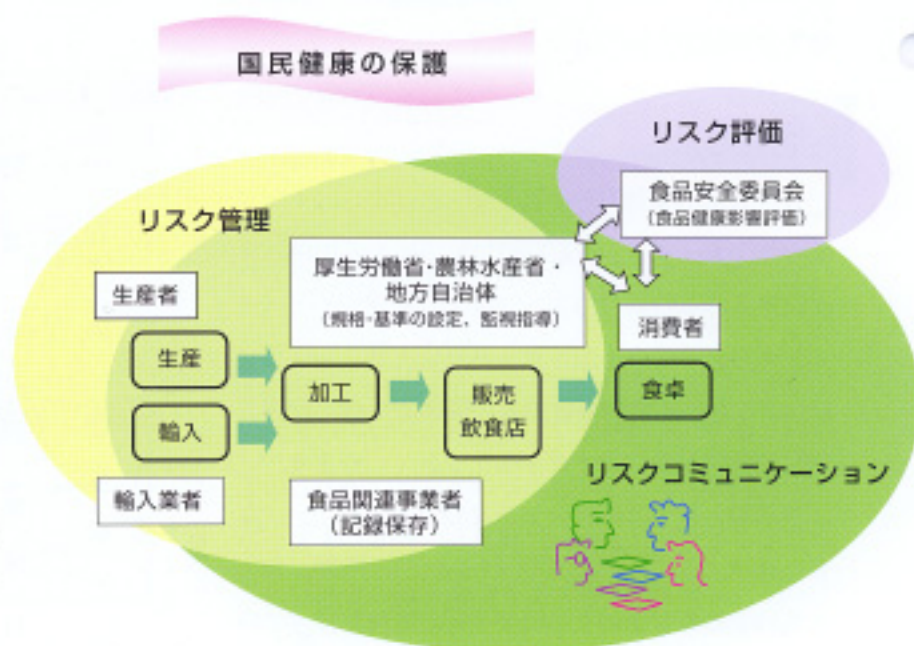
## ● 「リスク分析」手法とは

「リスク分析」手法とは、①食品健康影響評価(リスク評価)の実施、②リスク評価に基づいた施策の策定(リスク管理)、③関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を行うことです。

リスク評価は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある細菌や化学物質などが食品に含まれるとき、その食品を摂取するとどのくらいの確率でどの程度の健康への影響がでるかを科学的に評価することです。リスク評価を行う機関として、内閣府に食品安全委員会が設置され、厚生労働省や農林水産省等の施策に対する勧告や、緊急事態の対応でも関係行政機関に意見を述べる権限を持つことになりました。また、リスク管理は、リスク評価の結果に基づいて、規格・基準の策定や規制の実施を行うことで、厚生労働省・農林水産省、地方自治体で行うことになっています(図1)。

このリスク評価やリスク管理の内容は、関係者すべてに情報提供され、また広く国民から意見聴取や情報交換を行うこと(リスクコミュニケーション)で安心・安全につながるものとなります。

図1 食品の安全確保のしくみ



## ● ポジティブリスト制による規制の強化

食品衛生法の改正により、リスク管理の一つである規格・基準の見直しが行われ、農薬や動物用医薬品等の残留規制が強化されポジティブリスト制が3年以内に導入されます。

現行の規制制度では229農薬に残留基準が設定されていますが、設定されていない農薬が検出されてもその食品の流通を規制することができませんでした。「ポジティブリスト制」は、基準が設定されていない農薬等が食品中に残留する場合には、流通等を原則として禁止する措置のことです。

近年、輸入食品が増加していることも踏まえて、新たに約450農薬に暫定的に基準を設定することになり、厚生労働省では基準値案を示し、意見の募集を行っているところです。(図2)。これらの農薬には分析方法が確立されていないので、今年度から国立医薬品食品衛生研究所が主体となり地方衛生研究所などが協力して分析方法の検討を始めており、当研究所も参画しています。

## ● 京都府の取組み状況

京都府では、平成12年に起きた加工乳による大規模食中毒事件以来、食の安心・安全を確保するため、検査機能の強化などを図ってきましたが、今年度は、「食の安心・安全確保事業」として新たに次の施策等を実施しています。

①食の安心・安全ホームページ「京の食“安心かわら版”」(<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-kawaraban/>)

9月から開設し、食の安心・安全についての正しい情報や京都府の取組を、迅速で分かり易く府民に提供しています。

②「食品衛生推進員 京の食“安全見はり番”」を設置

65名を食品衛生推進員に委嘱し、消費者や業者からの相談に応じたり、不良食品、違反食品等が出

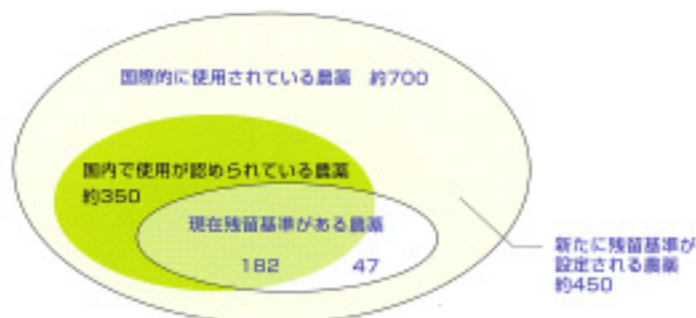


図2 農薬の使用・規制の状況

回っていないか巡回調査するなど、食品業者の自主衛生管理を進めています。

### ③検査機能を強化

高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)(1ページに写真)を当研究所に整備しました。残留農薬等の検査項目の拡大、健康食品等の未承認医薬品成分検査のほか、健康危機管理における緊急時に対応するためです。9月には中国産冷凍うなぎのかば焼きから合成抗菌剤エンロフロキサシンをLC/MS/MSで検出し、販売者への行政指導、輸入者の自主回収等の措置がとられました。

## ● おわりに

こうした新たな動きの中で種々の施策が展開されていますが、当研究所における当面の取組課題は、緊急時対応のほか、農薬等の規制拡大に対応した検査体制の充実、調査研究や府民とのリスクコミュニケーションの強化などがあげられます。

現在、当研究所では「食品の安全性について」のテーマなどで、府の「専門職員派遣制度」(1ページに関連記事)を利用した府民の方とのコミュニケーションを進めています。府民の皆様には食品の安全性について、意見を表明することで積極的な役割を果たすことが求められています。食の安心・安全の確保への参画の一つのきっかけにさせていただけるのではないのでしょうか。

(理化学課)